

平成31年度

島根大学大学院人文社会科学研究科修士課程

法経専攻法政コース

(第1次) 入試問題

【 税財政法 】

(社会人入試)

注 意

- 1 問題紙 1 ページ, 解答用紙 1 枚, 下書き用紙 1 枚である。
- 2 指示があつてから確認し, 解答用紙の所定の欄に受験番号を記入すること。
- 3 解答は, 解答用紙に清書すること。
- 4 問題紙, 下書き用紙は, 持ち帰ること。

以下の問題について解答しなさい。

租税回避行為の否認の問題について詳述したうえで、下記の補足意見を参考に、租税法の基本原則である租税公平主義と租税法律主義がいかに調整されるべきかを論じなさい。

最判平成 23 年 2 月 18 日（裁判所ウェブサイト） 裁判官須藤正彦の補足意見

「(略) … 一般的な法感情の観点から結論だけを見る限りでは、違和感も生じないではない。しかし、そうであるからといって、個別否認規定がないにもかかわらず、この租税回避スキームを否認することには、やはり大きな困難を覚えざるを得ない。けだし、憲法 30 条は、国民は法律の定めるところによってのみ納税の義務を負うと規定し、同法 84 条は、課税の要件は法律に定められなければならないことを規定する。納税は国民に義務を課するものであるところからして、この租税法律主義の下で課税要件は明確なものでなければならず、これを規定する条文は厳格な解釈が要求されるのである。明確な根拠が認められないのに、安易に拡張解釈、類推解釈、権利濫用法理の適用などの特別の法解釈や特別の事実認定を行って、租税回避の否認をして課税することは許されないというべきである。そして、厳格な法条の解釈が求められる以上、解釈論にはおのずから限界があり、法解釈によっては不当な結論が不可避であるならば、立法によって解決を図るのが筋であって（現に、その後、平成 12 年の租税特別措置法の改正によって立法で決着が付けられた。）、裁判所としては、立法の領域にまで踏み込むことはできない。後年の新たな立法を遡及して適用して不利な義務を課すことも許されない。結局、租税法律主義という憲法上の要請の下、法廷意見の結論は、一般的な法感情の観点からは少なからざる違和感も生じないではないけれども、やむを得ないところである。」